

お知らせ

都市計画の案の縦覧

山武都市計画区域、松尾都市計画区域、九十九里海岸都市計画区域および成東都市計画区域の変更(統合)に合わせて、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの都市計画変更・決定を行います。

【案の縦覧】

種類 ①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

- ②都市計画道路(県決定)の変更
- ③都市計画公園の変更
- ④用途地域の変更
- ⑤特定用途制限地域の決定
- ⑥都市計画道路(市決定)の変更

縦覧場所 市都市整備課(①～⑥)

県都市計画課(①、②)

県公園緑地課(③のみ)

縦覧期間 11月8日(火)～22日(火)

※土・日曜日を除く

午前8時半～午後5時15分

【意見書の提出】

この都市計画の変更・決定案についてご意見のある方は、ご意見と住所、氏名等を記載した書面(意見書)を、①～③は知事あて、④～⑥は市長あてに提出してください。

なお、意見書を提出できる方は、市内に住所のある方(法人を含む)または利害関係のある方です。

提出先 市役所都市整備課まで持参または郵送

※意見書の様式は、縦覧場所配布

提出期間 11月8日(火)～22日(火)

※郵送の場合は、11月22日(火)の消印有効

意見書の取り扱い 都市計画の決定を行う際は、千葉県都市計画審議会(①～③)および山武都市計画審議会(④～⑥)の議決が必要で、提出されたご意見は、その要旨を審議の判断資料の一つとして、審議会に提出します。

問 都市整備課 ☎(80)1191

〒289-1392

山武市殿台299番地

県都市計画課

☎043(223)3376

県公園緑地課

☎043(223)3997

蓮沼区域を火災延焼防止区域に指定

火災が発生した場合に恐いのが、隣家への延焼です。万一火災が発生しても、被害を最小限に抑えるため、旧蓮沼村の区域を、建築基準法第22条区域に指定することで検討を進めています(平成24年3

月頃の指定を予定)。

建築基準法第22条区域による指定区域とは

屋根の不燃化等によって、火災による延焼の防止を図る目的から、特定行政庁(千葉県)が指定する区域のことを言います。

山武市においては、旧蓮沼村の区域以外は、すでに指定済みとなっています。

区域内の主な制限

- ・火の粉による火災の発生を防止するため、屋根を不燃材料で造るか、または葺く等のほか、認定されたものとする。
- ・木造建築物等は、外壁で延焼のおそれのある部分(※1)を、準防火性能を有する土塗壁等の定められた構造、または認定された構造とする。(延焼のおそれのある部分以外であれば、防火上の制限はありません)。
- ・木造特殊建築物(※2)は、外壁および軒裏で延焼の恐れのある部分を防火構造とする。

※1 延焼の恐れのある部分：建築物の部分で、道路中心線・隣地境界線から、1階は3メートル以下、2階は5メートル以下の距離にあるもの

※2 木造特殊建築物：集会場、

マーケット等の用途に供するものや自動車車庫でその用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものなど

延焼の恐れのある部分



既存不適格建築物

今ある建築物または現に建築工事中の建築物のうち、規定に適合しない建築物は、既存不適格建築物となります。これらの建築物は、将来、増・改築を行う際には、規定に適合する必要があります。

問 県建築指導課

☎043(223)3185

都市整備課

☎(80)1191